○伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務共同企業体取扱要領

１　趣旨

この要領は、伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務の委託に当たって、企業能力等を結集し、当該業務の安定かつ円滑な履行能力を確保すること及び市内中小事業者の能力の増大を図り、もって市内中小事業者の振興に資することを目的として、学校給食調理業務共同企業体の取扱に関して必要な事項を定めるものとする。

２　共同企業体

（１）この要領で定める企業体は、中学校給食共同調理場における調理等業務の履行を目的として自主結成された、伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

（２）共同企業体の構成員の数は、２又は３とする。

３　履行方式

共同企業体による業務の履行は、構成員が一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

４　構成員の要件等

共同企業体は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

（１）共同企業体の全ての構成員が、伊勢市競争入札参加資格者名簿に登載されており、各構成員が「給食業務」または「食料品」の業種に登録されていること。

（２）構成員のいずれかは、伊勢市内に本店を置く事業者であること。

（３）共同企業体の全ての構成員が、次の各号に定める出資比率を下回らないこと。

ア　２者の場合　30パーセント

イ　３者の場合　20パーセント

（４）共同企業体の代表者は、学校給食調理業務の受託実績を持つ業者であること。

（５）共同企業体の構成員は、業務において２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

５　共同企業体協定

共同企業体を結成して伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務を受託しようとするものは、伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務共同企業体協定書（様式第１号）により協定を締結しなければならない。

６　資格審査申請等

伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務委託の入札等に参加しようとする共同企業体は、市長が定める期日までに次の書類を提出しなければならない。

（１）伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務共同企業体入札等参加資格審査申請書（様式第２号）

（２）伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務共同企業体協定書（様式第１号）

（３）使用印鑑届（様式第３号）

（４）その他市長が必要と認める書類

７　共同企業体の認定

市長は、前条の申請があった共同企業体について、入札等参加資格審査を行い、適格となった共同企業体を有資格業者として認定し、その旨を代表者に通知するものとする。

８　存続期間

（１）入札等の結果、伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務の請負契約を締結した共同企業体（以下「契約共同企業体」という。）は、当該請負契約の履行後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

（２）契約共同企業体以外の共同企業体は、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

９　解散後の契約不適合責任

契約共同企業体は、その解散後においても、当該契約の内容に適合しないものは、各構成員は、連帯してその責めを負うものとする。

10　契約書

（１）共同企業体が、市と伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務に係る契約を締結するときは、契約書に伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務共同企業体協定書（様式第１号）の写しを添付しなければならない。

（２）契約書における伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務共同企業体の表示は、構成員全員を記載するものとする。

（３）契約書には、特に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

①「○○○会社、□□□会社は、別紙伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務共同企業体協定書により頭書の業務を共同連帯して行う。」

②「市は、調理業務の契約に基づく行為については、すべて代表○○○会社を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。」